

横須賀忠利議員に対する議員辞職勧告決議

私たち高根沢町議会議員は、議会の最高規範である高根沢町議会基本条例第5条（議員の政治倫理）で、高根沢町議会議員の政治倫理に関する条例を遵守し、政治倫理に反する疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、高い倫理観と見識を持って、町民の代表者として相応しい品位を保つよう努めなければならないとしています。

こうした中、横須賀忠利議員の発言や街宣活動により、鬼怒川東部土地改良区職員が精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求の訴訟で、東京高等裁判所で損害賠償金の支払いが確定した経緯がありました。これらのことが、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条（政治倫理基準）第1号「町民全体の代表として、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」に違反する疑いがあるとして、令和7年3月議会の本会議で「横須賀忠利議員に対する議員辞職勧告決議」が可決されたのをはじめとして、これまで令和7年9月議会、12月議会と3回に及ぶ議員辞職勧告決議が可決されました。

私たち議員は、議会の議決結果を最大限尊重しなければならない事は当然ですが、横須賀忠利議員は、議員辞職どころか、謹慎することもなく、議会の議決結果を無視し続けてきました。

町民の代表者である横須賀忠利議員が「議員辞職勧告」、「議員辞職勧告決議」を無視する行為は、本町議会の議決結果を無視するものであり、本町議会の名誉と権威を著しく傷つけ、本町議会に対する町民の信頼を失墜させるものであり、横須賀忠利議員の責任は極めて大きく、議会として看過することはできません。

よって、横須賀忠利議員は、議員として自らの責任を重く受け止め、自らの意思により速やかに議員を辞職するよう改めて強く勧告します。

以上、決議します。

令和8年3月17日

高 根 沢 町 議 会